

北区児童相談所等複合施設 運営指針 住民説明会

2024. 4. 17

東京都北区子ども未来部

児童相談所開設準備担当課

人が集い、人を育み、
未来への希望を紡ぐまち

(旧赤羽台東小学校跡地利活用計画より)



はじめに

～「子どもの幸せNo.1」をより確かなものへ～

児童虐待受理件数はこの10年間増加し続けており、区立小・中学校の令和4年度の不登校児童・生徒数についても、過去最高となっています。

このような状況のなか、平成28年の児童福祉法改正により、特別区にも児童相談所の設置が可能となり、北区においても児童相談所を設置するとともに、子ども家庭支援センター、児童発達支援センター、教育総合相談センターを複合化し、子どもと教育に関する総合的な相談拠点として整備することといたしました。

児童相談所等複合施設の開設を機に、保健、教育分野などの子ども家庭支援機能と児童相談所の専門機能の連携を一層密にし、「子どもの幸せNo.1」をより確かなものとし、子どもが生涯に渡り幸せに生活を送ることができる社会の実現を目指してまいります。

本日の内容

- 1 これまでの経過
- 2 児童相談所等複合施設運営指針の策定
- 3 子どもに係る相談状況
- 4 複合施設開設に向けた基本的な考え方
- 5 複合施設の組織体制と職員配置
- 6 一時保護所の業務と整備方針



- 7 施設概要
- 8 社会的養護
- 9 今後の予定
- 10 東京都からのケース等の引継ぎ
- 11 児童相談所設置市が処理する業務
- 12 児童相談所等複合施設開設に伴う経費
- 13 資料

1 これまでの経過

平成30年12月	旧赤羽台東小学校跡地利活用計画策定
令和 2年 7月	北区児童相談所等複合施設基本構想策定
令和 3年12月	北区児童相談所等複合施設基本計画策定
令和 5年 2月	北区児童相談所等複合施設運営指針中間のまとめ
令和 6年 2月	北区児童相談所等複合施設運営指針策定

2 児童相談所等複合施設運営指針の策定

(1) 運営指針策定の目的

児童相談所等複合施設運営指針は、北区児童相談所等複合施設の運営方針や運営に必要な職員数の確保と育成、各相談機能の連携等を整理し、児童相談所等複合施設を設置した際の目指すべき基本的な事項を示すとともに、今後実施する国や東京都との児童相談所開設に向けた開設協議書の基礎資料とします。

2 児童相談所等複合施設運営指針の策定

(2) 児童相談所等複合施設の開設

児童相談所を含む、教育総合相談センターや児童発達支援センター等の複合施設の名称を（仮称）子ども総合相談センターとし、多くの区民や利用者に親しみをもって利用していただけるよう、愛称の募集を行う予定です。

複合施設の竣工は令和8年9月頃、児童相談所を除く複合施設の運営開始は令和8年12月、児童相談所の開設は令和9年2月を予定しています。

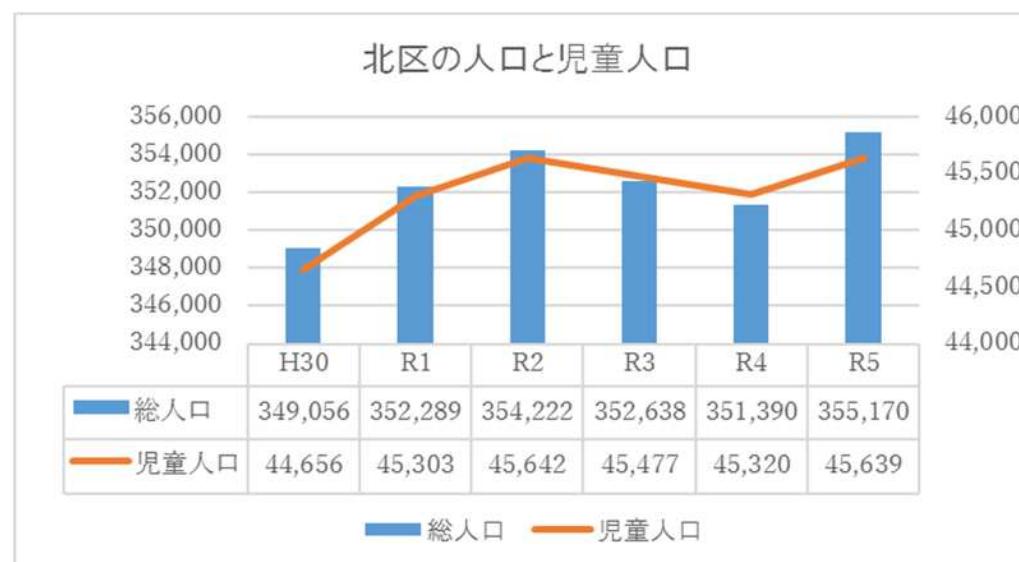
3 子どもに係る相談状況

(1) 北区の基本情報

人口 335,170人（令和5年4月1日時点） 児童人口 45,639人（0歳から18歳未満まで）

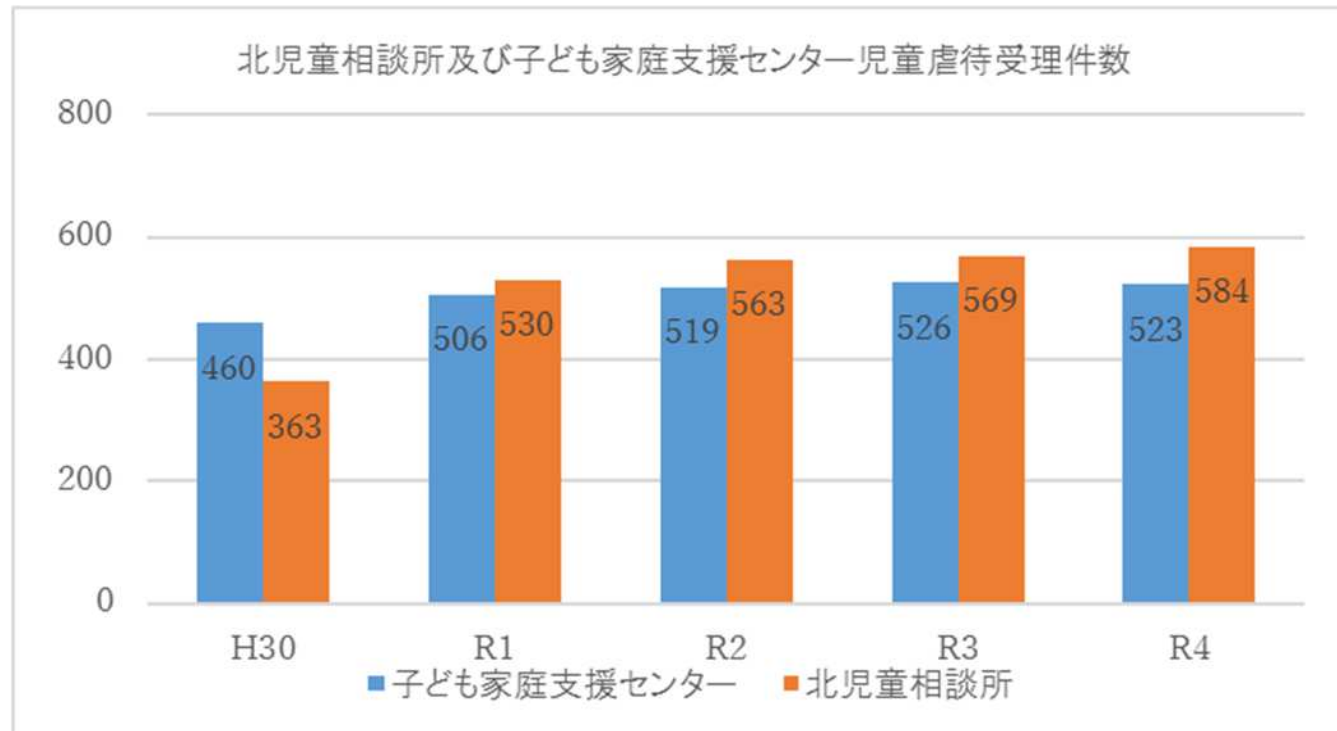
総世帯数 204,342世帯

面積 20.61平方キロメートル



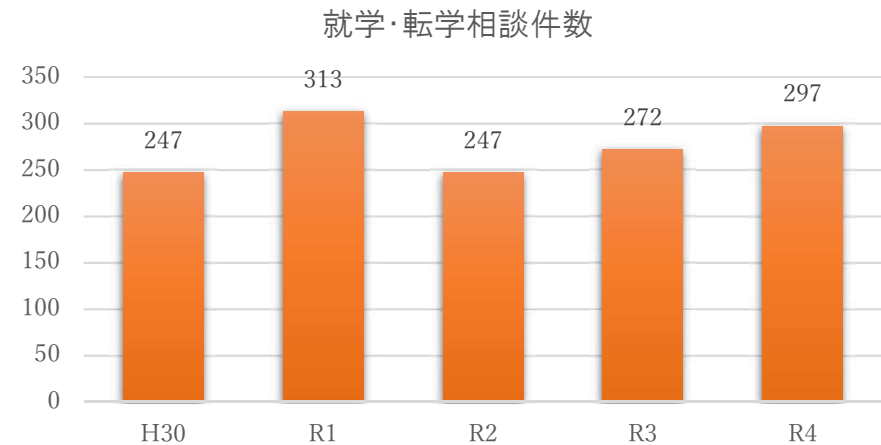
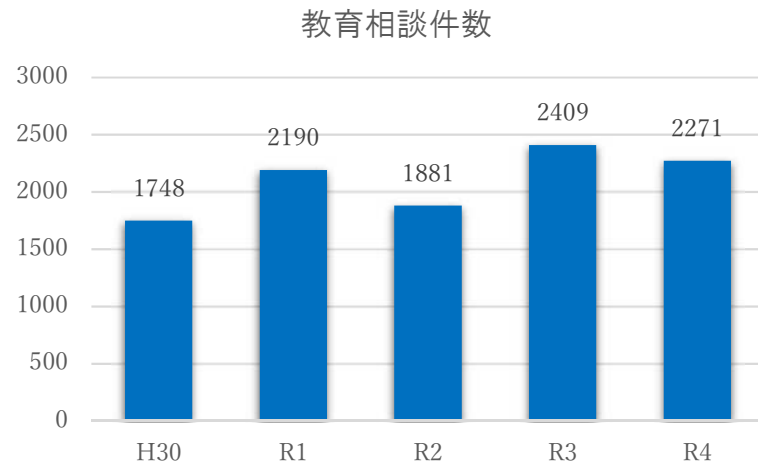
3 子どもに係る相談状況

(2) 児童虐待件数の推移



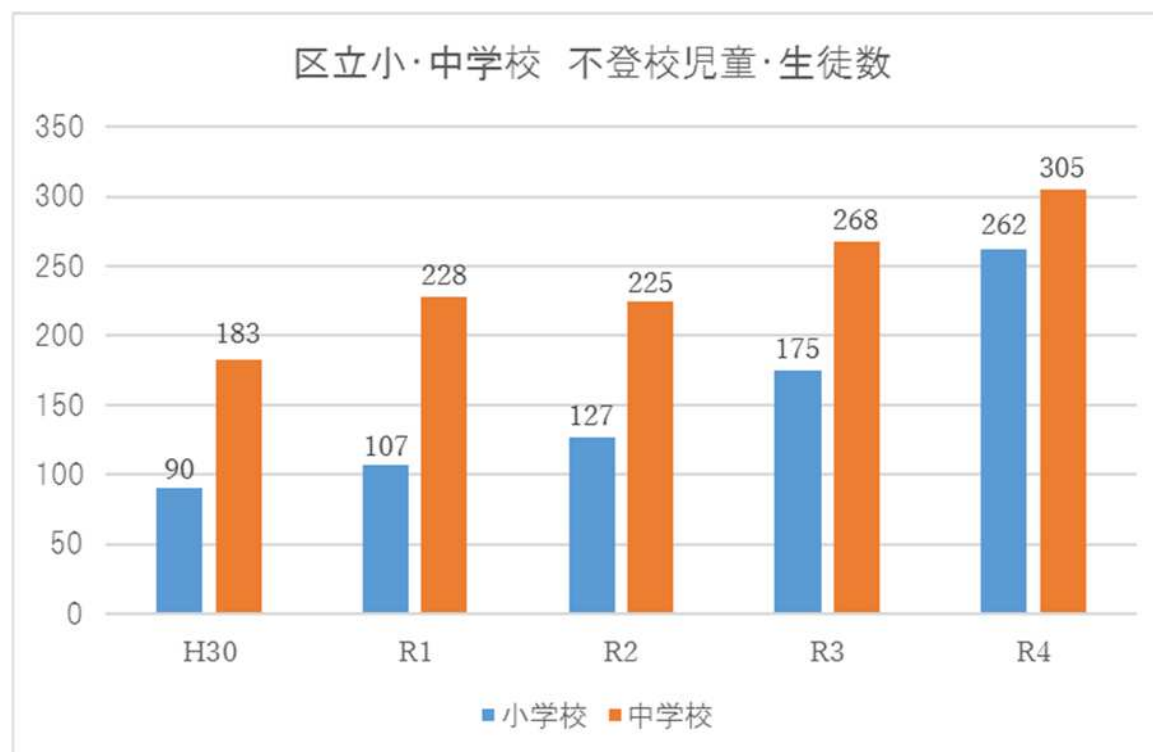
3 子どもに係る相談状況

(3) 教育相談、就学・転学相談の推移



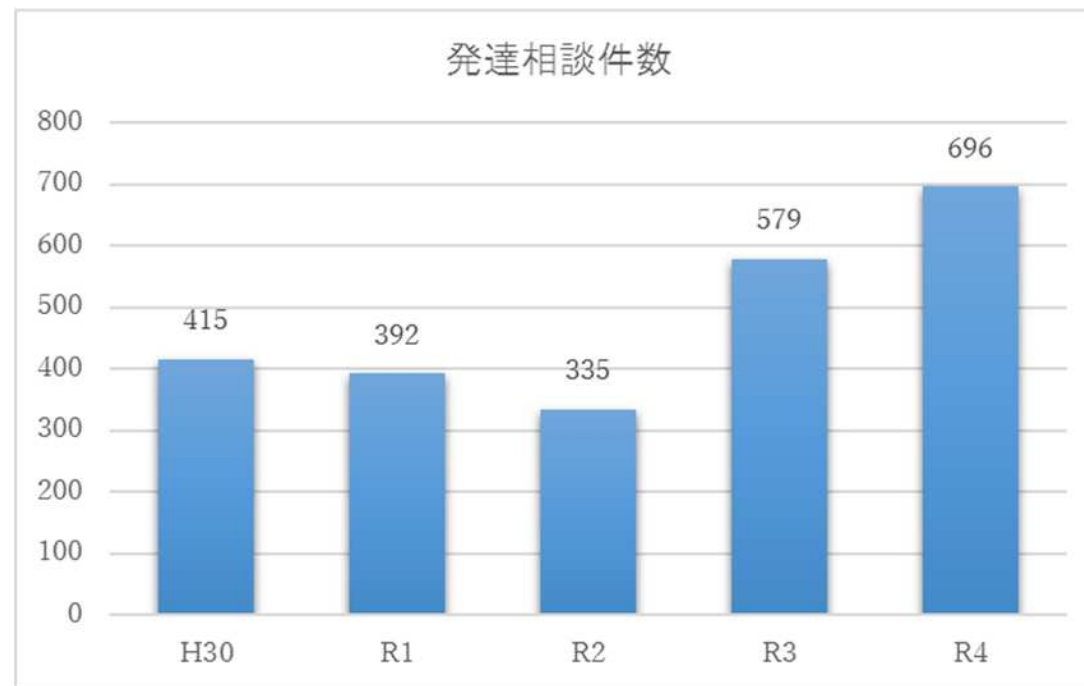
3 子どもに係る相談状況

(4) 不登校児童・生徒数の推移



3 子どもに係る相談状況

(5) 発達相談の推移



※H30～R2は旧子ども発達支援センターさくらんぼ園の発達相談件数

3 子どもに係る相談状況

(6) 北児童相談所における里親委託の状況

現在、都内には、虐待を受けた児童や、何らかの事情により実親による養育が困難で、公的責任において社会的な養育が必要な児童が約4,000人おり、児童養護施設や乳児院、養育家庭などで暮らしています。

北児童相談所においては、東京都社会的養育推進計画を達成するため、令和11年までに登録家庭数を35名に増やす必要があります。

北児童相談所における里親委託の状況(北区のみ)			
年度	登録家庭数	委託家庭数	委託児童数
令和4年度	17	9	9
令和3年度	16	10	10
令和2年度	18	8	9

4 複合施設開設に向けた基本的な考え方

(1) 各相談機能の連携と相談体制の強化

【課題】

- それぞれの専門性を集結した支援体制の構築
- 職員の専門性の向上

【解決策】

- 住民にとって最も身近な行政である区が児童相談所を設置することによる切れ目のない一貫した支援体制を構築します。
- 児童相談所子ども連携支援課相談支援係では、事務職や福祉職等により児童虐待初動体制を一元化し、迅速に対応します。
- 12中学校圏域で地区担当制を導入し、学校や地域等の関係機関にとって顔の見える支援体制を構築します。

4 複合施設開設に向けた基本的な考え方

(2) 児童福祉・母子保健部門の包括的な支援体制構築

【課題】

- ・ 児童福祉及び母子保健部門の包括的な支援体制の構築
- ・ 児童福祉部門と母子保健部門の連携による支援の充実

【解決策】

- ・ 児童相談所と児童及び妊産婦の支援拠点である子ども家庭支援課を複合施設内にそれぞれ独立した組織として整備します。
- ・ 令和8年度の複合施設開設に向け、児童福祉部門と母子保健部門の連携の一層の充実に向け検討します。

4 複合施設開設に向けた基本的な考え方

(3) 相談者に寄り添った相談体制の構築

【課題】

- ・ 子どもや保護者が迷うことなく相談できる体制の整備
- ・ 子どもや保護者が相談しやすい体制の構築

【解決策】

- ・ あそびのひろばに面した1階に総合相談窓口を設置し、子どもや保護者が気軽に相談できる体制を整えます。
- ・ 複合施設では発達や就学の双方の内容に係る相談等を横断的に対応するなどこれまで以上に連携を強化します。

4 複合施設開設に向けた基本的な考え方

(4) 児童発達支援センターの機能強化

【課題】

- ・ 児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化
- ・ 発達支援や家族支援、地域連携を効果的に実施できる体制の構築

【解決策】

- ・ 専門療育として理学療法を取り入れ、発達支援の充実を図り、医療的ケア児の支援のための受入れ体制を整備します。
- ・ 地域における障害または発達に課題のある子どもへの療育やその家族への支援の質の向上を図ることで早期からの支援を行うための体制を強化し、インクルージョンの推進等を図ります。

4 複合施設開設に向けた基本的な考え方

(5) 一時保護所における権利擁護と学習支援体制の構築

【課題】

- ・「子ども意見表明支援員」（アドボケイト）の配置や体制の整備
- ・「教育を受ける権利」を守るための学習支援体制の構築

【解決策】

- ・一時保護された子どもの権利を守るため、子どもが自由に意見を表明できる機会を確保し相談しやすい体制を整えます。
- ・一時保護中の子どもの学習支援については、普段の学習環境と同様の授業時間を設定するとともに、学習用タブレット端末の活用や学習指導員が子どもの学力や特性に配慮した学習支援を行います。

4 複合施設開設に向けた基本的な考え方

(6) 不登校児童・生徒への支援強化

【課題】

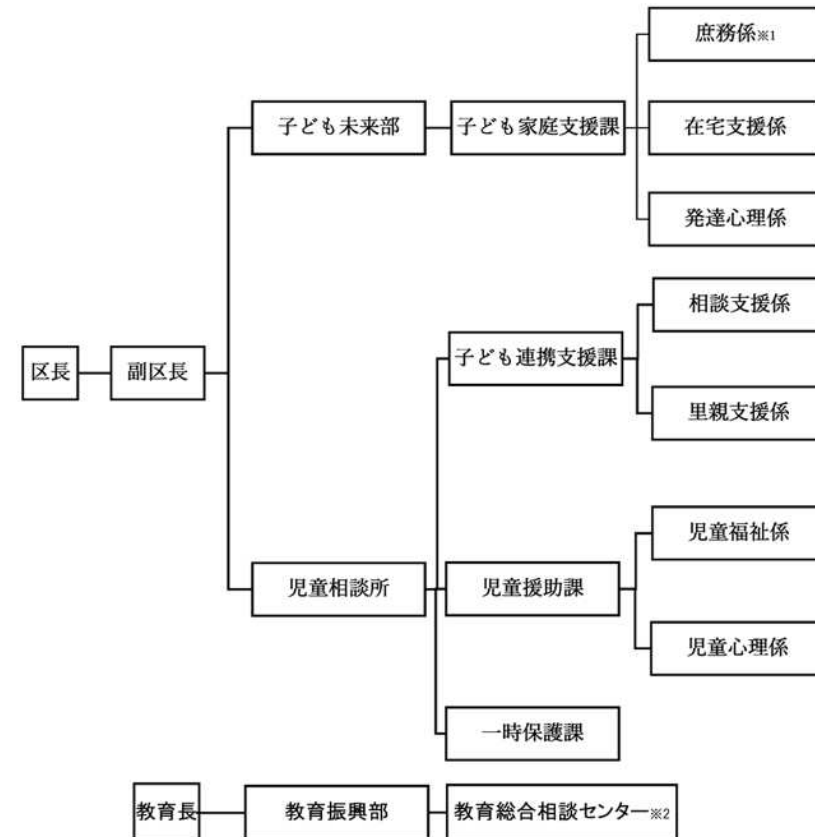
- ・ 不登校の相談窓口や多様な「居場所」と「学びの形態」の整備
- ・ 児童・生徒の状況に応じた学習支援

【解決策】

- ・ 複合施設では、児童相談所や子ども家庭支援課、児童発達支援センターと連携し、教育と福祉の両輪で子どもや保護者を支援します。
- ・ 適応指導教室（ホップ・ステップ・ジャンプ教室）においては、「ほっとできる居場所」としての機能も持ちながら、個々にあった多様な「居場所」と「学びの形態」等の環境を構築します。

5 複合施設の組織体制と職員配置

(1) 組織体制



※1 児童発達支援センターは外部委託を予定

※2 複合施設内に設置する組織のみ記載

組織名は現時点の想定で仮称

5 複合施設の組織体制と職員配置

(2) 職員配置及び各課係の主な事務分掌

課名	係名	常勤	会計 年度 等	計	各係の主な事務分掌
子ども未来部子ども家庭支援課長	-	1	0	1	-
子ども家庭支援課	庶務係	8	2	10	事業推進、複合施設管理等
	在宅支援係	15	1	16	子育て支援地区担当
	発達心理係	5	4	9	子どもの発達相談
児童相談所長	-	1	0	1	-
児童相談所子ども連携支援課長	-	1	0	1	-
子ども連携支援課	相談支援係	17	10	27	児童虐待初動対応等
	里親支援係	5	2	7	里親支援及び家族再統合等
児童相談所児童援助課長	-	1	0	1	-
児童援助課	児童福祉係	18	0	18	児童虐待等地区担当
	児童心理係	15	0	15	愛の手帳、心理相談等
児童相談所一時保護課長	-	1	0	1	-
一時保護課	-	36	23	59	一時保護等
教育総合相談センター所長	-	1	0	1	-
教育総合相談センター	-	12	27	39	教育・就学相談、適応指導教室等
計	-	137	69	206	-

5 複合施設の組織体制と職員配置

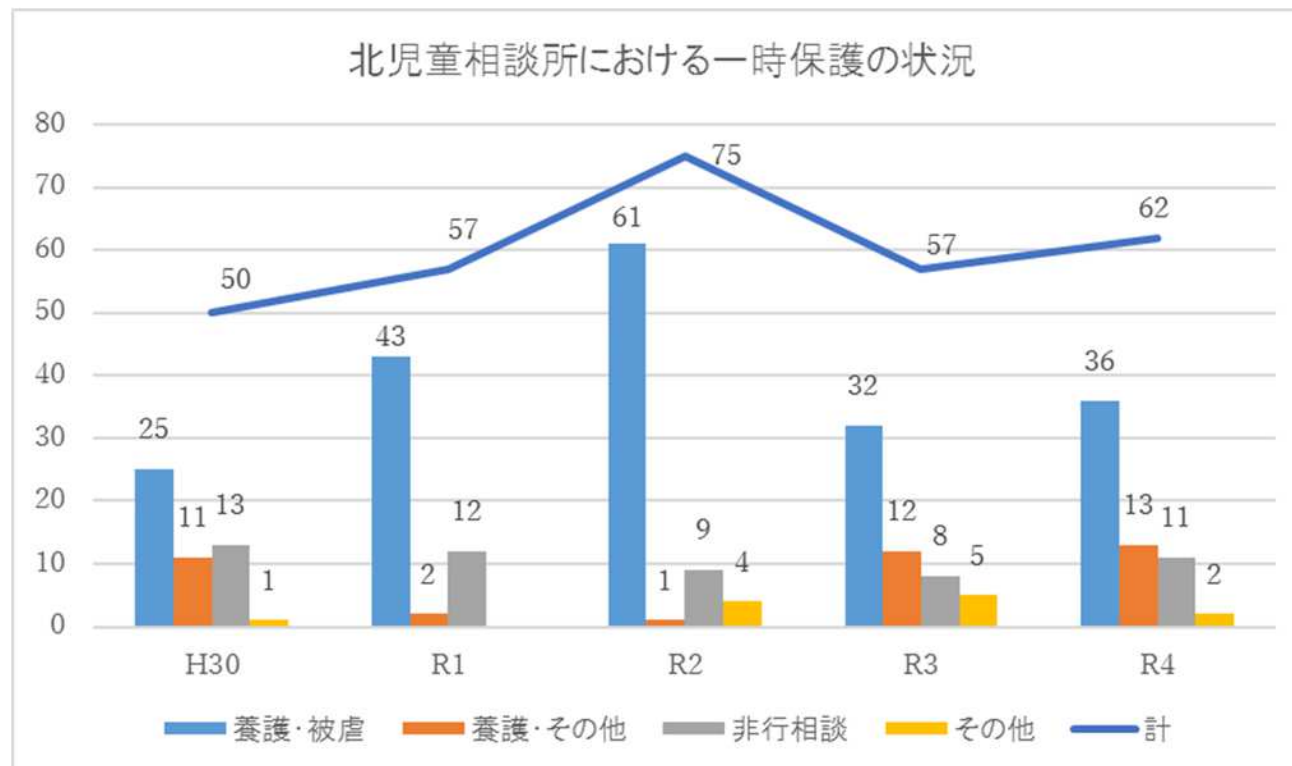
(3) 児童相談所の人材確保・育成

経験年数令和7年度末見込み

経験年数 職種	1年	2年	3年	4年	5年 以上	計	未経験	総計
児童福祉司	8人	10人	3人	2人	8人	31人	0人	31人
割合	25.8%	32.3%	9.7%	6.5%	25.8%	100%	0%	
児童心理司	2人	2人	5人	2人	4人	15人	0人	15人
割合	13.3%	13.3%	33.3%	13.3%	26.7%	100%	0%	
一時保護所	7人	6人	5人	1人	2人	21人	13人	34人
割合	20.6%	17.6%	14.7%	2.9%	5.9%	61.8%	38.2%	
事務職	1人	4人	0人	0人	0人	5人	5人	10人
割合	10.0%	40.0%	0%	0%	0%	50.0%	50.0%	

6 一時保護所の業務と整備方針

(1) 北児童相談所における一時保護の状況



6 一時保護所の業務と整備方針

(2) 一時保護所の理念

子どもたちが穏やかな気持ちで自分らしさを発揮できるよう、子どもの権利を尊重し、あたたかく家庭的な雰囲気の中で子どもの気持ちに寄り添った支援を行います。

(3) 定員

定員20人（学齢女子8人、学齢男子8人、幼児4人）

6 一時保護所の業務と整備方針

(4) 整備方針

ア 居住（学齢児）

子ども一人一人のプライバシーに配慮し、学齢児居室、トイレ及び浴室を個室とします。また、過ごしやすさを意識し、十分な広さを確保した開放的なリビングと、目的に合わせて利用できるプレイルームの配置を行います。

イ 居住（幼児）

のびのびと過ごせるように十分な広さの寝室と保育室を整備し、中庭においては光や四季を感じられる空間の確保を行います。

ウ 静養室

病気の時、安静に過ごせることや気持ちを落ち着かせることができるよう、シャワー、トイレを完備した静養室を女子・男子・幼児の各ブロックで整備します。

6 一時保護所の業務と整備方針

(4) 整備方針

工 学習室

学習支援において子どもの状況や特性、学力等に配慮した柔軟な対応ができるよう、学習室を区分けできる可動間仕切りを設置します。また、観察や実験のできる理科室等の環境も整備します。

才 体育館

外出に制限がある子どもたちが健康的な生活が送れるよう、のびのびと運動ができる広さの体育館を整備します。

6 一時保護所の業務と整備方針

(5) 職員体制

様々な事情で保護されてきた子どもたちへのケアを行うため、児童養護施設の職員配置基準を上回る職員体制にします。

<保育士・児童指導員の配置>

勤務体系	早番	日勤	遅番	夜勤
女子ブロック	1人	3人	1人	1人
男子ブロック	1人	3人	1人	1人
幼児ブロック	1人	2人	1人	1人
計	3人	8人	3人	3人

※夜勤については、各ブロックから3日に1度、1人を追加配置し、4人体制で勤務

6 一時保護所の業務と整備方針

(6) 勤務体系

勤務体系	勤務時間
早番	7:00～15:45
日勤	8:30～17:15
遅番	13:15～22:00
夜勤	16:30～翌9:30

6 一時保護所の業務と整備方針

(7) 支援体制

ア 子どもの安全確保

一時保護所では、保護された子どもたちが安全に生活し、自分のことを大切に今後の生活を考えることができるよう体制を整えます。子ども同士の暴力や活動中の事故、感染症等の集団感染等が起こらないよう努めるとともに、障害やLGBTQ+、宗教や文化の違い等の配慮が必要な子どもに寄り添った支援を行い、子どもたちが過ごしやすい環境となるよう運営します。

なお、一時保護中は、子どもの安全を確保するため、外出、通信、面会等を制限することがありますが、関連法規に従い、且つ一時保護の目的が達成できる範囲で必要最小限とします。

6 一時保護所の業務と整備方針

(7) 支援体制

イ 子どもの権利擁護

一時保護された子どもの権利を守るため、子どもが自由に意見を表明できる機会を確保し相談しやすい体制を整えます。子どもが一時保護所に入所する際には、生活の中で感じることや今後のあり方等について意見表明できること、万が一、権利侵害があった場合に不服申し立てができることなどを子どもの年齢や理解に応じて職員がリーフレット等を用い説明します。

また、一時保護所に意見箱等を設置し、子どもが意見表明しやすい環境を整えるとともに、定期的に子ども会議を実施するなど、管理職を含め職員が子どもたちの意見等に耳を傾け、考え等を尊重します。

なお、子どもの意見表明を支援する「子ども意見表明支援員」（子どもアドボケイト）の配置や、一定の独立性を持つNPO等の第三者機関等における審査・調査についても国等の動向を注視し、運用方法を構築していきます。

6 一時保護所の業務と整備方針

(7) 支援体制

ウ 子どもの学習支援

一時保護中の子どもの「教育を受ける権利」を守るため、普段の学習環境と同様の授業時間を設定するとともに、学習用タブレット端末の活用や学習指導員が子どもの学力や特性に配慮した学習支援を行います。

なお、学習支援については、民間の活力を含め総合的な支援体制の充実を図るとともに、複合施設内に配置する教育総合相談センター（適応指導教室）や子どもの在籍校と連携しながら学習を進めることができる支援体制を構築します。

また、通学支援については、子どもの安全を第一に個々の状況や一時保護となった背景をくみ取り、子どもの権利条約にも規定されている「休む権利」等にも配慮するなど、子どもの意思を確認し支援できるよう運用します。

7 施設概要

(1) 施設概要

赤羽駅から徒歩5分程度の場所に、児童相談所・一時保護所の整備に併せて、教育総合相談センター、児童発達支援センター等を複合化します。

設置場所及び建物規模（地上4階建て）

設置場所	東京都北区赤羽台1-1-13(旧赤羽台東小学校跡地)
敷地面積	約5,000㎡
延べ面積	約6,800㎡

各階の主な諸室

階数	主な諸室
1階	あそびのひろば、児童発達支援センター(療育)、カフェ等の飲食スペース等
2階	児童相談所・教育総合相談センター等事務室、相談室、会議室等
3階	教育総合相談センター(適応指導教室)、児童相談所、プレイルーム、体育館、相談室等
4階	児童相談所、体育館

7 施設概要

(2) 開所時間

複合施設 平日 午前8時30分から午後5時15分まで

児童相談所における夜間休日等の対応は、外部委託等を含め検討し、通報者や相談者からの電話を24時間365日確実に受けることができる体制を構築します。

あそびのひろば 毎日開所（午前9時から午後5時。祝日等を除く）

総合相談窓口を設置した「あそびのひろば」にて、他機関が閉館している時間でも相談に応じることができる仕組みを構築します。

適応指導教室 平日 午前9時から午後3時30分まで

8 社会的養護

(1) 里親制度の充実に向けて

① 北区の里親支援体制

- ・里親支援係を配置し、里親養育の支援を包括的にサポート
- ・フォスタリング機関を整備し、民間の活力を活かした体制の構築

② 里親委託促進に向けた取り組み

東京都や先行区等と広域連携を行うことで委託促進を図り、関係機関の見守り体制等の案内を行うなどの支援を提供します。

③ 養育家庭の社会的理解を促進

養育体験発表会等を開催することで社会的理解を促進するとともに、里親同士が交流し相談できる場を作るなどの環境を構築します。

8 社会的養護

(2) 施設養護と退所後の支援

① 区内の児童養護施設との連携

児童相談所開設後は、一時保護委託や里親、児童養護施設等退所者支援等についても連携していけるよう協議していきます。

② 乳児院

東京都内の乳児院の定員や北区の措置乳児数の推移を注視し、乳児院誘致の検討も含め準備を進めていきます。

③ 児童養護施設等退所後の支援

関係機関やNPO等と連携を図り、自立に向けた支援を検討します。安定的な居住環境や居場所等については、国や東京都、先行区等の状況を注視し、広く継続的な支援ができるよう体制を構築します。

9 今後の予定

令和6年 9月	複合施設建設工事着工
令和6年度末	東京都との協議開始
令和7年度中	国との事前協議開始
令和7年度末	政令指定要請
令和8年 9月	複合施設竣工
令和8年1 2月	複合施設運営開始（児童相談所等除く）
令和9年 2月	児童相談所及び一時保護所開設

10 東京都からのケース等の引継ぎ

(1) 基本的な考え

子どもや家庭への影響を最小限とするため、十分な人員体制と期間を設定し行います。詳細な情報や手続については協議を重ねながら引き継ぎます。

(2) 引継ぎ方法

区で実際に当該ケースを担当することとなる職員を派遣し、子どもや家庭との信頼関係構築を第一に都の現担当者から引継ぎを受けることとします。

令和6年度の派遣計画では、東京都北児童相談所に6名の職員を派遣するとともに、令和8年度の児童相談所開設に向けて、都の協力のもと職員の派遣を増員するなど円滑なケース等の引継ぎを実施します。

(3) 主な引継ぎ事項

引継ぎ対象とするケースの考え方、児童相談データの引継ぎ、北区の里親、189及び警察の身柄付通告の対応に係る引継ぎ、関係書類引継ぎ

1 1 児童相談所設置市が処理する業務

No	事務	担当主管課
1	児童福祉審議会の設置に関する事務	子ども未来課
2	里親に関する事務	児童相談所開設準備担当課
3	児童委員に関する事務	地域福祉課
4	指定療育機関に関する事務	保健予防課
5	小児慢性特定疾病の医療の給付に関する事務	障害福祉課
6	障害児入所給付費の支給等に関する事務	障害福祉課
7	児童自立生活援助事業に関する事務	児童相談所開設準備担当課
8	児童福祉施設に関する事務	
	1 児童養護施設	児童相談所開設準備担当課
	2 母子生活支援施設	生活福祉課
	3 保育所	保育課
	4 児童厚生施設	子どもわくわく課
	5 障害児入所施設、児童発達支援センター	障害福祉課
9	認可外保育施設に関する事務	保育課
10	小規模住居型養育事業に関する事務	児童相談所開設準備担当課
11	障害児通所支援事業に関する事務	障害福祉課
12	一時預かり事業に関する事務	保育課
13	障害福祉サービス等情報公開に関する事務	障害福祉課
14	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに関する事務	児童相談所開設準備担当課
15	特別児童扶養手当に係る判定業務	児童相談所開設準備担当課
16	療育手帳に係る判定業務	児童相談所開設準備担当課

1 2 児童相談所等複合施設開設に伴う経費

単位：千円

	項目	金額	国庫補助金	特別区債	基金	一般財源
令和3年度	解体工事費	129,300	0	0	0	129,300
令和4年度	解体工事費	212,580	0	0	0	212,580
	基本・実施設計費	47,600	0	0	0	47,600
令和5年度	基本・実施設計費	115,267	0	0	0	115,267
	埋蔵文化財調査費	65,780	0	0	0	65,780
令和6年度	建築工事費	1,065,200	21,197	858,000	214,000	21,903
	工事監理費	49,900	0			
令和7年度	建築工事費	921,600	329,457	512,000	128,000	643
	工事監理費	48,500	0			
令和8年度	建築工事費	2,967,166	1,139,245	1,445,000	450,000	932
	工事監理費	68,011	0			
合 計		5,690,904	1,489,899	2,815,000	792,000	594,005

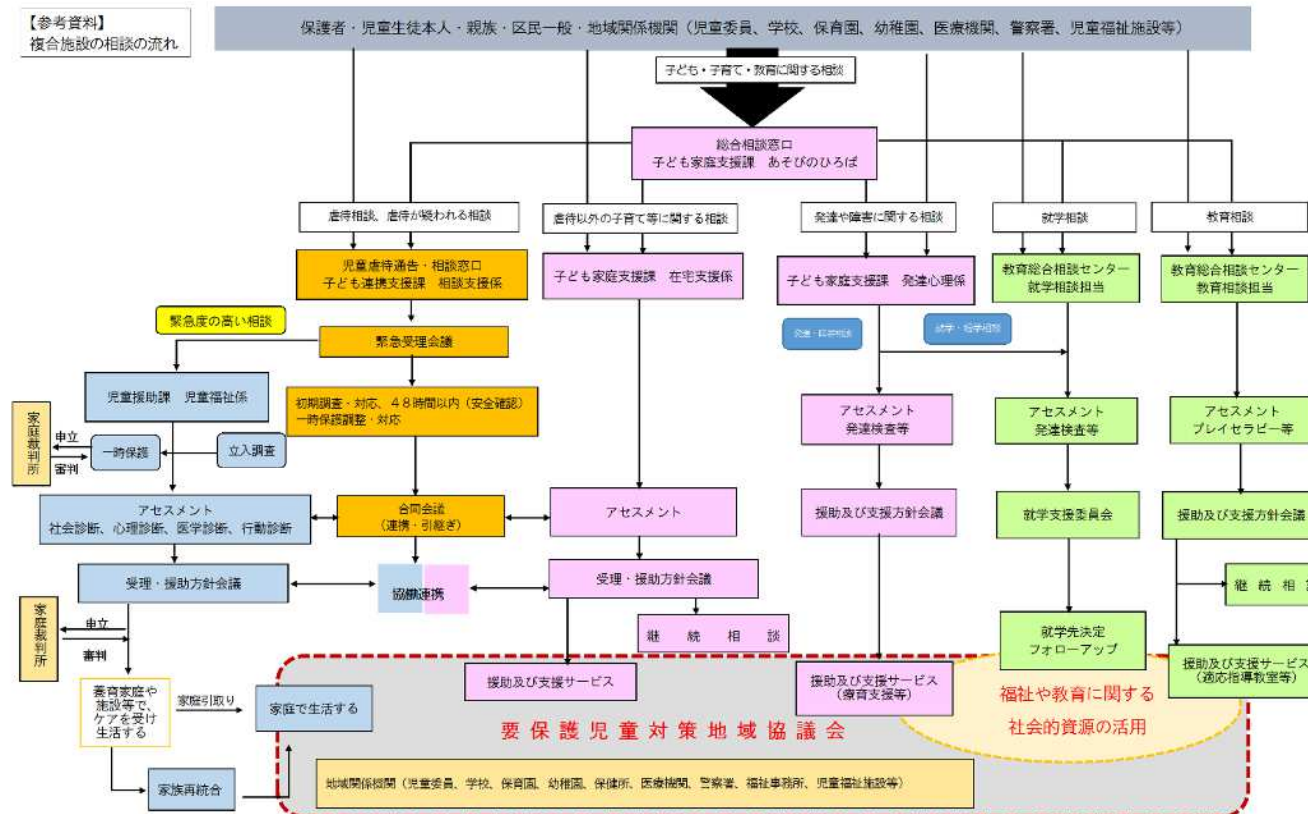
※令和3年度及び令和4年度は決算（実績）額。令和5年度は最終予算額

※令和6年度以降は現時点の予算見込み額であり、今後変更となる可能性があります。

※建築工事費については、設備工事費を含めた金額

13 資料

【参考資料】
複合施設の相談の流れ



※子ども連携支援課と児童援助課は児童相談所の組織です。
 ※愛の手帳等に関する相談は児童援助課児童心理係が行います。
 ※里親等に関する相談は子ども連携支援課里親支援係が行います。